

自治体連携推進会議 会則

(名称)

第1条 本会は、自治体連携推進会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域連携等による「地方就労・自立支援事業」の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換又は意見交換のための活動
 - (2) 自治体連携の調査研究及び実践を通じた施策の提言
 - (3) その他地域連携等による「地方就労・自立支援事業」の推進及び諸課題の解決に資する活動
- (会員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 自治体会員 本会の目的に賛同する地方公共団体
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体（第1号を除く。）
- (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人

2 入会しようとするものは、書面により入会意思表示をしなければならない。

3 本会の会費は無料とし、本会として必要経費が生じる場合は、世話人会での協議を経て、代表がその扱いを定める。

4 会員は、書面による届出により退会することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 世話人代表 1名
- (3) 世話人 若干名

2 役員は、総会において互選する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(代表の職務)

第6条 代表は、会務を総理し、本会を代表する。

(事務局)

第7条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

(役員会)

第8条 代表は、必要があると認めるときは、世話人会を開催することができる。

2 世話人会は、代表及び世話人で構成する。

3 世話人会は、次の事項を審議・決議する。

- (1) 本会の活動内容に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他必要と認めた事項

4 世話人会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会則の改正)

第9条 この会則は、世話人会における出席者の3分の2以上の同意がなければこれを改正すること

ができない。

(補則)

第10条 この会則に定めのない事項は、世話人会での協議を経て、代表がこれを定める。

附 則

この会則は、平成29年3月31日から施行する。